

議案第 28 号

松阪市公民館条例の一部改正について

松阪市公民館条例（平成 17 年松阪市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 17 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市公民館条例の一部を改正する条例

松阪市公民館条例（平成 17 年松阪市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 松阪市第四公民館の項位置の欄中「石津町 21 番地」を「鎌田町 656 番地」に改め、同表松阪市三雲公民館の項位置の欄及び同表松阪市天白公民館の項位置の欄中「曾原町 618 番地」を「曾原町 872 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。